

雇い入れ時及び作業変更時の教育講座のカリキュラムについて

当協会の雇い入れ時及び作業変更時の教育講座は、労働安全衛生法第 59 条第 1 項、第 2 項、労働安全衛生規則第 35 条に基づく教育です。当協会の講座のカリキュラムの教育事項は下記のとおりです。

雇い入れ時及び作業変更時の教育講座の教育事項

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
3. 作業手順に関する事。
4. 作業開始時の点検に関する事。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

令和 6 年 6 月 1 日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

